

新ものづくり補助金の 公募始まる！

中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業による本補助金は、中小企業・小規模事業者が取り組む、試作品・新サービス開発、設備投資等による事業革新へのチャレンジを支援するものです。

- 第1次公募の2次締切は5月14日(水) [当日消印有効]です。
- 申請書類作成については、下記アドレスで公募要領を確認し、郵送又は宅配便で本会あて送付して頂くようお願い申し上げます。
- 公募要領等詳細は ⇒ <http://www.chuokai-gunma.or.jp/osirase/8892.htm>

補助対象者

日本国内に本社及び開発拠点を現に有する中小企業者（事業協同組合等も含む。）

補助対象要件

認定支援機関[※]に事業計画の実行性等が確認され、以下の要件のいずれかを満たすこと。

【ものづくり技術】

わが国製造業の競争力を支える「中小ものづくり高度化法」11分野[※]の基盤技術を活用した事業であること。

【革新的サービス】

革新的な役務提供等を行う、3～5年の事業計画で「付加価値額」[※]年率3%及び「経常利益」年率1%の向上を達成する計画であること。

【ものづくり技術】、「革新的サービス」の両方ともに、どのように他社と差別化し、競争力を強化するかを明記した事業計画を作り、その実効性について認定支援機関の確認を受けることが必要です。

〈参考〉

※①認定支援機関

「中小企業経営力強化法」に基づき、中小企業に対して専門性の高い支援を行うなど、認定された経営革新等支援機関です。地元金融機関など全国で約2万の機関が認定を受けています。

具体的な連絡先等については、上記アドレスの「認定支援機関一覧」でご確認下さい。

※②「中小ものづくり高度化法」11分野は次のとおり

- ① 情報処理に係る技術
- ② 精密加工に係る技術
- ③ 製造環境に係る技術
- ④ 接合・実装に係る技術
- ⑤ 立体造形に係る技術
- ⑥ 表面処理に係る技術
- ⑦ 機械制御に係る技術
- ⑧ 複合・新機能材料に係る技術
- ⑨ 材料製造プロセスに係る技術
- ⑩ バイオに係る技術
- ⑪ 測定計測に係る技術

※③付加価値額

Ⅱ 営業利益＋人件費＋減価償却費

支援メニュー

1. 成長分野型

- ・補助上限 1500万円
- ・補助率 2/3
- ・概要 「環境・エネルギー」、「健康・医療」、「航空・宇宙」分野で設備投資が必要

2. 一般型

- ・補助上限 1000万円
- ・補助率 2/3
- ・概要 補助対象要件を満たす案件は、全て申請可能で設備投資が必要

3. 小規模事業者型

- ・補助上限 700万円
- ・補助率 2/3
- ・概要 小規模事業者で設備投資を伴わない

※小規模事業者は「3. 小規模事業者型」に限らず「1. 成長分野型」又は「2. 一般型」の事業を実施する場合は、その分野型に申請できます。

※いずれの分野型も補助下限額は100万円です。

◆補助対象経費

①原材料費

試作品の開発に必要な原材料及び副資材の購入に要する経費（設備投資のみの場合は対象外）

②機械装置費

機械装置等（専ら補助事業のために使用される機械・装置、工具・機器（測定工具・検査工具、電子計算機、デジタル複合機等）及び専用ソフト）の購入、製作、借用、改良、据付け又は修繕に要する経費

③直接人件費

本事業の実施期間を通じて責任をもって試作品等の開発に直接従事する者（原則として補助事業者と雇用関係が結ばれている者に限る）の試作品等の開発業務に係る時間に対応する人件費（設備投資のみの場合は対象外）

④技術導入費

外部からの技術指導や知的財産

権等の導入に要する経費

⑤外注加工費

原材料等の再加工・設計及び分析・検査等を外注・依頼等（外注先の機器を使って自ら行う場合を含む。）を行う場合に外注先への支払に要する経費（設備投資のみの場合は対象外）

⑥委託費

外部の機関に試作品等の開発の一部を委託する場合の経費（設備投資のみの場合は対象外）

⑦知的財産権等関連経費

試作品等の開発、役務の開発・提供方法等と密接に関連し、試作品等の開発成果の事業化にあたり必要となる特許権等の知的財産権等の取得に要する弁理士の手続代行費用や外国特許出願のための翻訳料など知的財産権等取得に関連する経費（設備投資のみの場合は対象外）

⑧運搬費

運搬料、宅配・郵送料等の支払に要する経費

⑨専門家謝金

補助事業遂行のために必要な謝金として、依頼した専門家に支払われる経費

⑩専門家旅費

補助事業遂行のために必要な旅費として、依頼した専門家に支払われる経費

⑪雑役務費

試作品等の開発に係る業務を補助するために臨時的に雇い入れた者（パート、アルバイト）に対する賃金、交通費（設備投資のみの場合は対象外）

◆応募可能な申請件数

同一法人・事業者での申請は、「成長分野型」「一般型」「小規模事業者型」を通して1申請に限ります。

◆審査結果の通知

採択案件（補助対象予定者）の決定後、応募者全員に対して、速やかに採択・不採択の結果を文書にて通知します。

申請受付先・お問合わせ先

群馬県中小企業団体中央会

指導部振興課

〒371-0026

前橋市大手町3-3-1

群馬県中小企業会館内

☎027-232-4123